



報道関係者 各位

平成 30 年 4 月 27 日

〔照会先〕

埼玉労働局労働基準部

健康安全課長 塩野七重

産業安全専門官 田中康弘

電話番号 048-600-6206

## 「埼玉第 1 3 次労働災害防止計画」の策定について

埼玉労働局長（局長 荒木祥一）は、2018 年度から 2022 年度までの 5 ヶ年を計画期間とする「埼玉第 1 3 次労働災害防止計画」を策定したので公表します。

昭和 33 年以来、国の労働災害防止計画及び管内事情を踏まえ、これまでに 12 次にわたる埼玉労働災害防止計画を策定し、種々の対策に取り組んできたところですが、埼玉県内においては今もなお、労働災害による死亡者数は年間 30 人を超え、休業 4 日以上の死傷者数は、年間 6,000 人近くに及んでいます。

本計画は、誰もが安心して健康に働くことができる社会の実現に向け、労働災害の動向や、社会情勢の変化を見据え、今年度からの 5 年間に埼玉労働局が重点的に取り組む事項を示したものです。埼玉労働局では、本計画に基づき、労働災害の減少に向け労働災害防止対策を強力に推進することとしています。

### 埼玉第 1 3 次労働災害防止計画の骨子

#### 1 埼玉県内の現状

##### (1) 「埼玉第 1 2 次労働災害防止計画」の期間中の労働災害発生状況

平成29年の死亡者数は32人（平成24年より28.9%減少）、死傷者数は5,824人（休業4日以上の死傷者数をいいます。以下同じ。）で、平成24年と比較して死亡者数の20%以上の減少（36人以下）については目標を達成したが、死傷者数の15%以上の減少（4,840人以下）については目標を達成できなかった。

##### (2) 労働災害、健康確保・職業性疾病の動向

死亡災害は減少傾向にあるが、依然、建設業・製造業・陸上貨物運送事業の占める割合が高く、死傷災害については、ここ5年間は微増傾向にあり、第三次産業では増加又は高止まりである。（特に社会福祉施設は過去5年で7割以上増加）

また、健康確保、職業性疾病については、長時間労働者の健康確保対策、メンタルヘルス対策の取り組みが重要となっている。

## 2 計画の期間

2018年度～2022年度

## 3 目標

### (1) 計画の目標

労働災害による死亡者数を2017年と比較して2022年までに20%以上減少。

労働災害による死傷者数を2017年と比較して2022年までに7%以上減少。

### (2) 重点業種ごとの目標

建設業：死亡者数を2017年と比較して2022年までに50%以上減少。

製造業：死亡者数を2017年と比較して2022年までに20%以上減少。

林業：死亡者数を12次期間と比較して13次期間中で50%以上減少。

第三次産業：(特に次の業種)小売業、社会福祉施設、飲食店

2022年までに2017年の死傷者数(小売673人・社会福祉施設376人・飲食店228人)より減少させる。

陸上貨物運送事業:2022年までに2017年の死傷者数(1,062人)より減少させる。

## 4 重点施策

### (1) 重点とする労働災害・健康確保・職業性疾病対策

①墜落・転落災害の防止 ②施設、設備、機械に起因する災害の防止

③伐木等作業の安全対策 ④産業医・産業保健機能の強化 ⑤転倒災害の防止

⑥メンタルヘルス対策 ⑦過重労働対策 ⑧化学物質による健康障害防止対策

⑨腰痛予防対策 ⑩熱中症対策 ⑪受動喫煙防止対策

⑫労働者の治療と職業生活の両立支援

### (2) 業種横断的な取り組み

①リスクアセスメントの普及促進 ②高齢労働者対策 ③非正規労働者対策

④企業の安全衛生意識高揚の促進 ⑤労働災害防止団体等の活動支援

⑥労働者の治療と職業生活の両立支援

(詳細は、別添のリーフレット及び計画本文を参照してください。)



# 埼玉第13次労働災害防止計画のポイント

「埼玉労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です（5年ごとに埼玉労働局長が策定）。第13次計画の期間は2018年度～2022年度。

## 現状と課題

### □ 埼玉第12次労働災害防止計画の目標達成状況

・死亡者数：32人（平成24年より28.9%減少）

・死傷者数：5,824人（休業4日以上之死傷者数をいいます。以下同じ。平成28年より増加）

埼玉第12次労働災害防止計画の目標である、平成29年において平成24年と比較して死亡者数の20%以上の減少（36人以下）については目標を達成したが、死傷者数の15%以上の減少（4,840人以下）については目標に達しなかった。

埼玉第12次労働災害防止計画の重点業種ごとの目標達成状況は以下のとおり。

- ・建設業：死亡者数 13人（平成28年より増加 ×目標値8人以下を未達成）
- ・製造業：死亡者数 3人（平成28年より減少 ○目標値7人以下を達成）
- ・小売業：死傷者数 673人（平成28年より減少 ×目標値488人を未達成）
- ・社会福祉施設：死傷者数 376人（平成28年より減少 ×目標値189人を未達成）
- ・飲食店：死傷者数 228人（平成28年より減少 ×目標値147人を未達成）
- ・陸上貨物運送事業：死傷者数 1,062人（平成28年より増加 ×目標値850人を未達成）

重点業種では、製造業は目標を達成できたが、他の5業種は目標を達成することができず、社会福祉施設では目標値の約2倍の死傷者数となっている。

### □ 労働災害、健康確保・職業性疾病の動向

- ・死亡災害は減少傾向にあるが、依然、建設業・製造業・陸上貨物運送事業の占める割合が高い
- ・死傷災害については、ここ5年間は微増傾向にあり、第三次産業では増加又は高止まりとなっている。

（特に社会福祉施設は過去5年で7割以上増加）

- ・長時間労働者の健康確保対策、メンタルヘルス対策の重要性の高まり

【業種別の死傷者数（死亡者数）の推移】（単位：人）

業種	平成24年	平成29年	災害増減率
建設業	748(13)	657(13)	-12.2%(±0%)
製造業	1,486(15)	1,396(3)	-6.1%(-80.0%)
林業	9(1)	11(1)	+22.2%(±0%)
第三次産業	2,358(9)	2,597(9)	+10.1%(±0%)
小売業	610	673	+10.3%
社会福祉施設	211	376	+78.2%
飲食店	184	228(1)	+23.9%(—)
陸上貨物運送事業	1,001(7)	1,062(6)	+6.1%(-14.3%)
全業種合計	5,695(45)	5,824(32)	+2.3%(-28.9%)

## ポイント

- ・ 第12次に引き続き、労働災害全体の減少目標に加え、重点対策ごとに数値目標を設定し、達成状況を踏まえて対策を展開
- ・ 労働人口の高齢化や就業構造の変化に対応した対策を推進
- ・ メンタルヘルス不調の予防や、疾病を抱えた労働者の治療と仕事の両立などを含めた、健康確保対策の強化

# 計画の目標

- ◆ 労働災害による死亡者数を 2017 年と比較して 2022 年までに **20%以上減少**
- ◆ 労働災害による死傷者数を 2017 年と比較して 2022 年までに **7%以上減少**

## 重点業種対策

### 建設業対策

【目標】死亡者数を 2017 年と比較して 2022 年までに 50%以上減少

- 足場、はしご、屋根等様々な場所からの墜落・転落災害対策を推進
- フルハーネス型墜落防止用保護具の使用の推進
- 関係請負人まで安全衛生経費が確実に渡るよう発注者に要請
- 解体工事での安全の確保、アスベストばく露防止を徹底

### 製造業対策

【目標】死亡者数を 2017 年と比較して 2022 年までに 20%以上減少

- 機械設備の本質安全化（機械そのものを安全にすること）により、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害を防止
- 施設・設備の経年劣化によるリスクの低減
- 食料品製造業について、職長に対する教育の実施を推進

### 林業対策

【目標】死亡者数を 12 次期間と比較して 13 次期間中で 50%以上減少

- ガイドラインによる安全な伐倒作業等の普及、下肢用保護具の着用の徹底、安全なかかり木処理方法の普及等による、伐木等作業の安全対策の充実強化

### 第三次産業対策（特に以下の業種）

【重点業種】

小売業、社会福祉施設、飲食店

【目標】

2022 年までに 2017 年の死傷者数より減少させる

- 本社・本部による労働災害防止対策への参画を推進
- 「危険の見える化」、リスクアセスメント(RA)による設備改善、KY活動等による危険感受性の向上
- 社会福祉施設における腰痛予防のため、安全衛生教育・介護機器等の導入促進
- 小売業・飲食店における雇入れ時の安全衛生教育の徹底
- 4S、「危険の見える化」、適切な靴の着用等による転倒災害の防止

### 陸上貨物運送事業対策

【目標】2022 年までに 2017 年の死傷者数より減少させる

- 荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく、労働災害防止の徹底
- 荷主に対する、荷待ち時間の削減、施設・設備の改善等の支援を要請
- インターネット販売の普及等、荷役の実態に即した対策の推進

## 健康確保・職業性疾病対策

### メンタルヘルス対策

【目標】

- ・仕事上の不安、悩み、ストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を 90%以上
- ・メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 80%以上
- ・ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を 60%以上

- 法定の健康診断や事後措置、労働者の健康管理に関するトップの取組方針の設定等、企業における健康確保措置を推進
- 産業医・産業保健機能の強化
- 過重労働による健康障害防止対策を推進
- メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の取組を推進
- 労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境の整備
- パワーハラスメント防止対策の推進

### 化学物質対策

【目標】ラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上

- 通知義務対象以外の物質についても、ラベル表示及び SDS 交付を推進
- 危険有害性が判明していない物質が安易に用いられないよう指導啓発
- ORA 結果に基づく作業改善の実効をあげるための支援方法の周知
- 化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実

### 腰痛・熱中症対策

【目標】

腰痛 第三次産業、陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を、2022 年までに 2017 年よりも減少させる  
熱中症 死傷者数を 12 次防期間と比較して 13 次防期間中で 5%以上減少

- 安全衛生教育の確実な実施を推進
- 介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進、荷物の積み卸し等の定型的な重筋業務時の身体への負担を軽減する機械等の普及
- WBGT 値測定器の普及、休憩の確保、水分・塩分の補給
- 熱中症予防対策の先進的な取組の紹介、労働者等向け教育ツールの周知

# 埼玉第 13 次労働災害防止計画

## はじめに

労働災害は本来あってはならないものである。過去、埼玉県内では年間 160 人の尊い人命が失われた時期もあったが、労働災害の絶滅を目指して、国の労働災害防止計画に合わせて 5 年毎に埼玉労働災害防止計画を定めて対策に取り組んできた。

その結果、労働災害による死亡者数は年間 30 人台の水準まで減少したが、休業 4 日以上の死傷者数（以下「死傷者数」という。）は未だ 5,000 人を超えている。

また、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされる中で、働き方改革実行計画（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）を踏まえ、過労死研究の推進とその成果を活用しつつ、長時間労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策等に取り組むことが必要になっているほか、傷病を抱える労働者の健康確保対策として、病気治療と仕事の両立支援の推進が求められている。

このほか、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害の防止や、今後増加が見込まれる石綿使用建築物の解体等工事への対策強化も必要となっている。

その他、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として我が国全体の安全や健康への意識の底上げにつなげていくことも考えられる。

このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、『第 13 次労働災害防止計画(全国版)』を踏まえ、埼玉県内において、平成 30 年度からの 5 年間に国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項として、「埼玉第 13 次労働災害防止計画」（以下「埼玉第 13 次防」という。）を定める。

## 1 計画のねらい

### (1) 計画が目指す社会

働く方々の一人ひとりがかげがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

また、一人ひとりの意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択する社会への移行が進んで行く中で、従来からある単線型のキャリアパスを前提とするだけでなく、正規・非正規といった働き方の違い、兼業、副

業、個人請負といった働き方においても、安全や健康が確保されなければならない。さらに、就業構造の変化等に対応した、高齢者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害を抱えた労働者の安全と健康の確保や、傷病を抱える労働者の治療と仕事の両立について、これを当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。

## (2) 計画期間

2018年度から2022年度までの5か年を計画期間とする。

## (3) 計画の目標

国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

- ① 死亡災害については、ひとたび発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ、2017年と比較して、2022年までに20%以上減少させる。
- ② 死傷災害（休業4日以上。以下同じ。）については、増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、2017年と比較して、2022年までに7%以上減少させる。
- ③ 業種別の目標は以下のとおりとする。
  - ③-1 死亡災害
    - ・ 建設業については、死亡災害を2017年と比較して、2022年までに50%以上減少させる。
    - ・ 製造業については、死亡災害を2017年と比較して、2022年までに20%以上減少させる。
    - ・ 林業については、計画期間中の死亡災害を前期（2013年から2017年まで）と比較して、50%以上減少させる。
  - ③-2 死傷災害
    - ・ 陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店については、死傷災害を2022年までに2017年の死傷者数より減少させる。
- ④ 上記以外の目標については、下記のとおりとする。
  - ・ 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上（71.2%：2016年全国データ）とする。
  - ・ メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上（56.6%：2016年全国データ）とする。



- ・ ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上（37.1%：2016年全国データ）とする。
- ・ 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（以下「GHS」という。）による分類の結果、危険性又は有害性等を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート（以下「SDS」という。）の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上（ラベル表示60.0%、SDS交付51.6%：2016年全国データ）とする。
- ・ 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷災害を、2022年までに2017年の死傷者数よりも減少させる。
- ・ 職場での熱中症による死傷災害を2013年から2017年の5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少させる。

#### （４）計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、埼玉地方労働審議会に報告する。また、必要に応じ計画を見直す。

計画の評価に当たっては、単に死傷者の数や目標に掲げた指標の増減のみならず、その背景や影響を及ぼしたと考えられる指標、社会経済の変化も含めて分析を行う。

## 2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

### （１）死亡災害の発生状況と対策の方向性

埼玉県内における死亡災害については、1966年(昭和41年)に160人が亡くなったのをピークとして、昭和30年代後半から平成初期にかけて年間100人前後の尊い命が失われていたが、2006年(平成18年)には40人と1952年(昭和27年)の44人を54年ぶりに下回り、2014年(平成26年)に34人と初めて40人を下回って以降は年間30人台で推移するまでに改善している。



《表 1》労働災害による死亡者数の推移 (人)

	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	対 2012 (H24)		12 次防 目標
製造業	15	10	7	6	9	3	-12	-80.0%	7
建設業	13	12	16	15	6	13	0	0.0%	8
陸上貨物運送事業	7	5	6	5	7	6	-1	-14.3%	(5)※
林業	1	1	0	0	0	1	0	0.0%	(0)※
上記以外の業種	9	17	5	9	10	9	0	0.0%	(7)※
全産業	45	45	34	35	32	32	-13	-28.9%	36

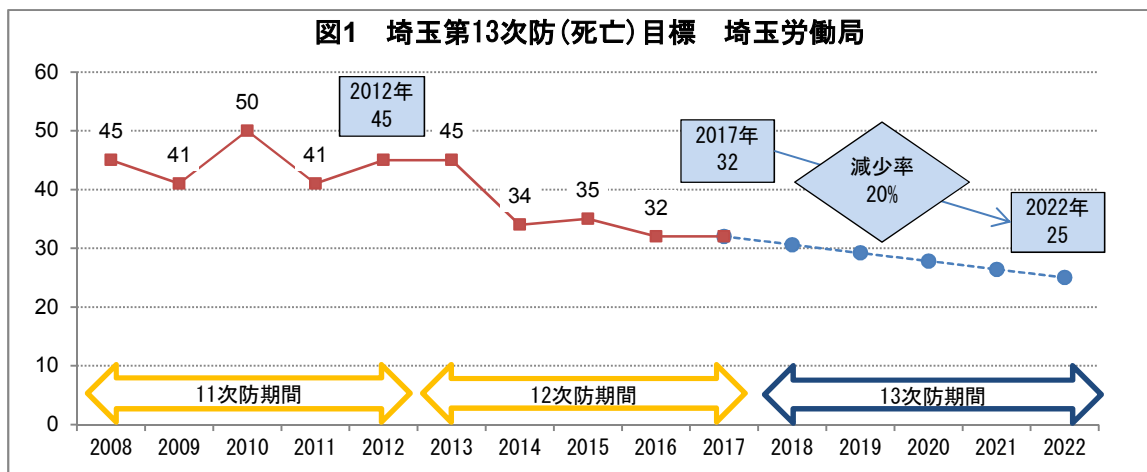
※ 目標の ( ) 内は業種ごとの 2012 (H24) 年の数値に計画の全業種目標の減少率で計算した値を表す

埼玉第 12 次労働災害防止計画（以下「埼玉第 12 次防」という。）においては、平成 24 年の死亡者数 45 人から、平成 29 年には削減率 20% の 36 人まで減少させることを目標として取組を進めた結果、平成 26 年以降は埼玉第 12 次防の数値目標 36 人以下を維持し、平成 29 年の死亡者数は 32 人と目標を達成している。

このような状況下、全国目標は 15% 以上の削減であるが、当局においては埼玉第 12 次防で 20% 以上の削減を目標に掲げこれを達成した実績があることから、埼玉第 13 次労働災害防止計画においては、2022 年における死亡者数を 2017 年と比較して、20% 以上減少させることを目標とする。（表 2）

《表 2》死亡災害目標算出結果表 (人)

	2017 年 実績値	全国目標	埼玉目標	13 次防目標値
死亡者数	32	15%	20%	25



《表 3》 災防計画期間ごとの業種別死亡災害の推移（9 次防～12 次防）

		9 次防	10 次防	11 次防	12 次防
全産業	総数	321	273	222	178
	9 次防からの増減率	-	-15.0%	-30.8%	-44.5%
製造業	総数	64	53	41	35
	9 次防からの増減率	-	-17.2%	-35.9%	-45.3%
建設業	総数	115	92	67	62
	9 次防からの増減率	-	-20.0%	-41.7%	-46.1%
陸上貨物 運送事業	総数	56	31	36	29
	9 次防からの増減率	-	-44.6%	-35.7%	-48.2%
林業	総数	4	1	3	2
	9 次防からの増減率	-	-75.0%	-25.0%	-50.0%

建設業については、埼玉第 12 次防の数値目標である死亡者数 8 人に対し、平成 29 年の死亡者数は 13 人と目標を達成することができず、埼玉第 12 次防期間中で見ても 8 人以下となったのは平成 28 年の 1 年だけである。また、平成 29 年においては全体の死亡者数の 4 割を超え、埼玉第 12 次防期間中みても全体の 3 分の 1 以上を占める状況であるので、引き続き重点業種として取り組むことが必要な状況にある。

製造業については、埼玉第 12 次防の数値目標である死亡者数 7 人に対し、平成 29 年の死亡者数は 3 人と目標を達成している。しかしながら、表 3 のとおり、第 9 次防期間中の死亡者数に対する、埼玉第 12 次防計画期間中の製造業の死亡者数の減少率については、全体の減少率と同程度であるので、引き続き重点業種として取り組むことが必要な状況にある。

林業については、埼玉第 12 次防の重点業種となっていなかったが、埼玉県内においては数年に 1 人の割合で死亡災害が発生しており、死亡災害ゼロを維持できていないことと、全国的に見ても災害の減少率が低調で強度率が高いことを考慮して、重点業種に追加することとする。

これら重点業種の死亡災害を減少させるため、表 4 のとおり死亡者数を指標として削減目標を設定する。

全国目標の削減率に倣い計算すると、建設業は 11 人、製造業は 2 人、林業は 0 人となる。これが表 4 中の基準値 C である。

建設業では、埼玉第12次防の期間中に死亡者数6人という実績があるが、同期間中の他の年はいずれも倍以上の数値であるので、この6人という数値は例年よりも特別に少ないものと判断されることから、埼玉第13次防期間中は再度この数値を達成することを目指して、目標は全国値より減少率を35%高めた50%減の6人とする。

製造業では、全体目標と同じ20%減の2人とする。

林業では、2017年の死亡者数は1人であるが、埼玉第12次防期間中における死亡者数は2人であり、埼玉第13次防期間中で1人を目標とする。

《表4》重点業種の死亡災害目標算出結果表 (人)

	2017年 実績値 A	全国目標 B	基準値 C {A × (1-B)}	12次防期間中 最低値 D	CとD の比較	埼玉 目標	13次防 目標値
建設業	13	15%	11	6人(H28年)	C>D	50%	6※
製造業	3	15%	2	3人(H29年)	C<D	20%	2※
林業	1	15%	0	1人(H26年)	—	50%	1※

※建設業と製造業については2022年の数値目標、林業については期間全体での数値目標である。

業種別に事故の型別の状況を見ると、製造業については、機械災害対策として重点的に取り組んできた、はさまれ・巻き込まれ災害による死亡者数が減少していないことから、対策を強化していくことが必要な状況にある(表5)。

《表5》製造業における事故の型別死亡災害の推移 (人)

	11次防(期間計)	12次防(期間計)
はさまれ・巻き込まれ (11次防からの増減)	13人 —	13人 ±0人(±0.0%)
製造業計 (11次防からの増減)	41人 —	35人 ▲6人(▲14.6%)

建設業については、全体の減少率よりも減少率が低く、死亡災害全体に占める割合が高くなっている墜落・転落災害について、林業については伐木等作業における激突され災害について、対策を強化していくことが必要な状況にある(表6~7)。

《表6》建設業における事故の型別死亡災害の推移 (人)

	11次防(期間計)	12次防(期間計)
墜落・転落 (11次防からの増減) (全体に占める割合)	33人 — 49.3%	31人 ▲2人(▲6.1%) 50.0%
建設業計 (11次防からの増減)	67人 —	62人 ▲5人(▲7.5%)

《表 7》 林業における事故の型別死亡災害の推移 (人)

	11 次防 (期間計)	12 次防 (期間計)
激突され (11 次防からの増減)	1 人 —	1 人 ±0 人 (±0.0%)
林業計 (11 次防からの増減)	3 人 —	2 人 ▲1 人 (▲33.3%)

## (2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性

埼玉県内における死傷災害については、1980 年(昭和 55 年)の 11,873 人をピークとして、2011 年(平成 23 年)には 5,460 人まで減少したが、この 2011 年を境に再度増加傾向に転じている。

埼玉第 12 次防においては、平成 29 年の死傷者数を平成 24 年の 5,695 人から 20% 以上減少させた 4,840 人を数値目標として取り組んできたが、平成 29 年の死傷者数は 5,824 人と数値目標を達成することはできず、また、埼玉第 12 次防期間中で死傷者数が最小の年でも平成 25 年の 5,639 人と平成 24 年と比較してわずか 1.0%の減少に留まり、他の 4 年間はすべて平成 24 年の死傷者数を上回っている(表 8)。さらに、埼玉第 11 次防期間と埼玉第 12 次防期間の全体の被災者数を比較すると、埼玉第 12 次防期間中の被災者数が上回っている(表 9)。

《表 8》 主な業種別労働災害による死傷者数の推移 (人)

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	対 2012 (H24)		12 次防 目標
	H24	H25	H26	H27	H28	H29			
全産業	5,695	5,639	5,990	5,800	5,754	5,824	+129	2.3%	4,840
製造業	1,486	1,383	1,504	1,401	1,407	1,396	-90	-6.1%	(1,263)
建設業	748	755	857	684	604	657	-91	-12.2%	(635)
陸上貨物運送事業	1,001	980	1,025	1,070	1,047	1,062	+61	6.1%	850
小売業	610	635	691	735	710	673	63	10.3%	488
社会福祉施設	211	264	291	323	373	376	165	78.2%	189
飲食店	184	193	205	237	233	228	44	23.9%	147

※ 目標の ( ) 内は業種ごとの 2012 (H24) 年の数値に計画の全業種目標の減少率で計算した値を表す

《表 9》 災防計画期間ごとの主な業種別死傷災害の推移（11 次防～12 次防）

	11 次防	12 次防	増減
製造業 (全産業に占める割合)	7,805 人 (27.6%)	7,091 人 (24.4%)	▲714 人
建設業 (全産業に占める割合)	3,908 人 (13.8%)	3,557 人 (12.3%)	▲351 人
陸上貨物運送事業 (全産業に占める割合)	4,989 人 (17.6%)	5,184 人 (17.9%)	+195 人
小売業 (全産業に占める割合)	3,035 人 (10.7%)	3,444 人 (11.9%)	+409 人
社会福祉施設 (全産業に占める割合)	983 人 (3.5%)	1,627 人 (5.6%)	+644 人
飲食店 (全産業に占める割合)	894 人 (3.2%)	1,096 人 (3.8%)	+202 人
全産業 (全産業に占める割合)	28,309 人 (100.0%)	29,007 人 (100.0%)	+698 人

このような状況下、埼玉第 13 次労働災害防止計画においては、2022 年における死傷者数を 2017 年と比較して、全国目標に倣い死傷者数を 5%以上減少させると同時に、1980 年の死傷者数のピーク後の最小値である 2011 年(平成 23 年)の 5,460 人をも下回ることを目標とする。

これらを表に示すと表 10 のとおりとなる。

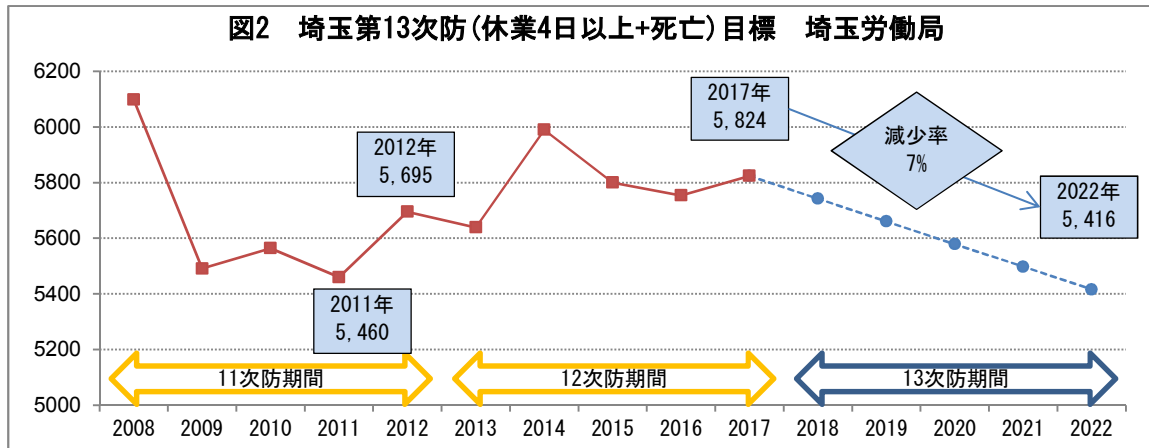
まず、全国目標の減少率で計算すると、死傷者数 5,532 人となり、これが表 10 中の基準値 C である。次に、埼玉県内における死傷者数のピーク後の最小値は 5,460 人であり、これが表 10 中の D である。

上記 C と D の数値を比較すると  $C > D$  となるので、全国目標である削減率 5%では 2011 年の 5,460 人を下回ることはできず、さらなる削減が必要である。

このため、死傷者数については全国目標の 5%に 2%を加算し、7%の削減をもって数値目標を 5,416 人とする。

《表 10》 死傷災害目標算出結果表 (人)

	2017 年 実績値 A	全国目標 B	基準値 C {A × (1-B)}	埼玉県内の 1980 年以降 の死傷災害最小値 D	C と D の比較	埼玉 目標	13 次防 目標値
全産業 死傷者数	5,824	5%	5,532	5,460 人(H23 年)	$C > D$	7%	5,416



埼玉第12次防において死傷災害に係る重点業種は陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店の4業種であったが、表8のとおり、4業種すべてで数値目標を達成することができなかつたばかりか、陸上貨物運送事業の平成25年実績を除いて平成24年の死傷者数を上回った。

また、これらの4業種については、製造業、建設業の死傷災害が減少する中、死傷災害が増加し、かつ、全体に占める割合も高まっているところであり、引き続き重点業種として取り組むことが必要な状況にある。(表9)

死傷災害の重点4業種については、前述のとおり増加傾向が顕著であるが、これら業種へは、労働人口の高齢化や就業構造の変化への対応等を考慮して対策を推進していくことが必要であるため、2022年までに2017年の死傷者数より減少させることを目標とするものである。

死傷災害を事故の型別にみると、年齢が高い層で発生しやすい転倒、動作の反動・無理な動作等については、増加幅が全業種平均を上回る一方で、製造業や建設業に多い、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ等については減少している。(表11)

《表11》事故の型別死傷災害の推移 (人)

	11次防	12次防	増減
墜落・転落 (全体に占める割合)	4,745 (16.8%)	4,558 (15.7%)	▲187
はさまれ・巻き込まれ (全体に占める割合)	4,462 (15.8%)	4,046 (13.9%)	▲416
転倒 (全体に占める割合)	5,422 (19.2%)	6,376 (22.0%)	+954
動作の反動・無理な動作 (全体に占める割合)	3,878 (13.7%)	4,230 (14.6%)	+352
合計 (全体に占める割合)	28,309 (100.0%)	29,007 (100.0%)	+698

墜落・転落災害については、建設業の被災者数が減少したことにより全体的には減少傾向にあるものの、陸上貨物運送事業では増加傾向が著しく、2014年以降は4年連続して被災者数が全業種中で最多となっており、墜落・転落災害の起因物についても、埼玉第12次防期間中ではトラックが最多となっている。

その他、増加の著しい第三次産業について業種別に見ると、小売業や社会福祉施設においては、転倒や動作の反動・無理な動作が多く、被災者の年齢も半数近くが50歳以上であるが、飲食店については、転倒に加え、調理中の切れ・こすれ、高温・低温の物との接触が多く、他業種と異なり30歳未満が3分の1以上を占めている等の特徴が見られる。（表12）

これらの背景として、少子高齢化の進展により労働人口の高齢化や、産業構造の変化によって第三次産業で就業する労働者が増加していることがあげられる。

社会福祉施設等における転倒災害の増加等は、働き盛り世代の確保が難しい業種や高齢の労働者が比較的参入しやすい業種において、高齢労働者の数やそれらの占める割合が増加していることと関連していると考えられる。

また、第三次産業においては、多店舗展開の小売業のように事業場が分散している業態が多く、個々の事業場に与えられる権限や予算も十分でないため、事業場ごとの安全衛生管理の仕組みが期待される役割を果たせていない場合があると考えられる。そのほか、第三次産業の多くの業種については、危険性の高い機械や化学物質等を使用していないことから、事業者はもとより、労働者においても危険に対する認識が不十分であり、このことも災害が減少しない要因と考えられる。

こうしたことを踏まえると、労働人口の高齢化や就業構造の変化への対応等も考慮するとともに、働き方の多様化にも対応した対策を推進していくことが必要な状況にある。



《表 12》主な業種の第 12 次防期間中の年代別死傷災害の状況（人）

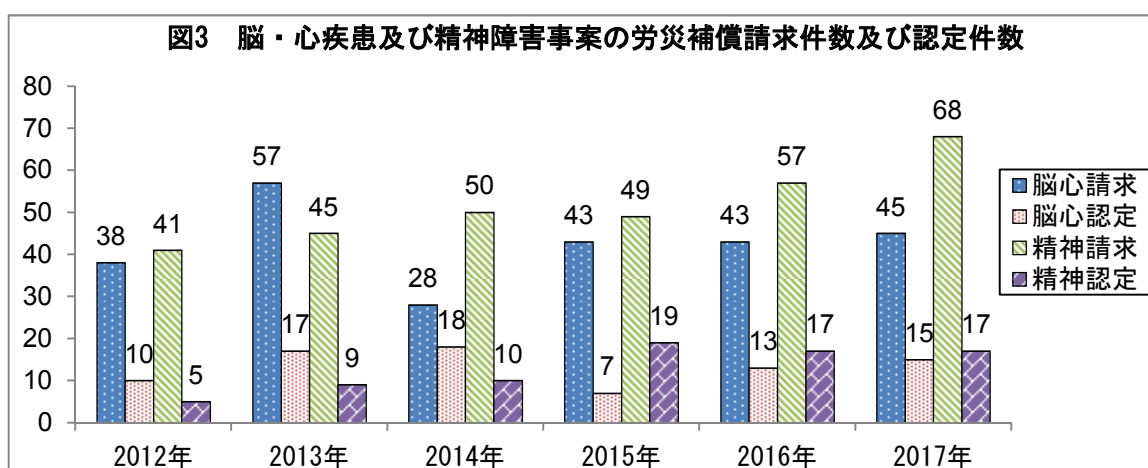
	10 歳代 以下	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代 以上	計
全業種	699 (2.4%)	3,666 (12.6%)	4,772 (16.5%)	7,207 (24.8%)	6,408 (22.1%)	6,255 (21.6%)	29,007 (100.0%)
製造業	145 (2.0%)	952 (13.4%)	1,246 (17.6%)	1,737 (24.5%)	1,436 (20.3%)	1,575 (22.2%)	7,091 (100.0%)
建設業	124 (3.5%)	584 (16.4%)	680 (19.1%)	763 (21.5%)	560 (15.7%)	846 (23.8%)	3,557 (100.0%)
陸上貨物運送事業	72 (1.3%)	469 (8.4%)	959 (17.1%)	1,904 (34.0%)	1,401 (25.0%)	790 (14.1%)	5,595 (100.0%)
小売業	118 (3.4%)	460 (13.4%)	427 (12.4%)	746 (21.7%)	895 (26.0%)	798 (23.2%)	3,444 (100.0%)
社会福祉施設	5 (0.3%)	167 (10.3%)	237 (14.6%)	404 (24.8%)	424 (26.1%)	390 (24.0%)	1,627 (100.0%)
飲食店	153 (14.0%)	258 (23.5%)	156 (14.2%)	216 (19.7%)	142 (13.0%)	171 (15.6%)	1,096 (100.0%)

※（ ）内は各年代が全年代に占める割合を示す

### （3）労働者の健康確保をめぐる動向と対策の方向性

現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている。

また、過重労働などによって多くの方々の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっている。埼玉県内における過労死等による脳・心疾患や精神障害による労災補償請求件数は毎年 100 件前後で推移しており、そのうち 20 件前後が労災認定されている。（図 3）



過労死等を未然に防止するためには、長時間労働対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要である。2015年12月には、メンタルヘルス不調を未然に防止することを主な目的としたストレスチェック制度が創設され、労働者のメンタルヘル

ス対策は新たな一步を踏み出している。

ストレスチェック制度は、労働者一人ひとりのストレスを把握して自身の気づきを促すとともに、その結果を集団ごとに分析して職場環境の改善に活用することが重要である。

また、高ストレスやメンタルヘルス不調等の労働者が、産業医等による健康相談などを安心して受けられることが重要となる。

こうした状況を踏まえると、ストレスチェック実施の定着を図るだけでなく、集団分析結果を活用した職場環境改善の取組を支援し、かつ、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談ができる環境の整備を促進することが必要である。

#### **(4) 疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立を巡る状況と対策の方向性**

脳・心臓疾患につながるリスクのある血圧や血糖、脂質などを含めた労働安全衛生法に基づく一般健康診断における有所見率は埼玉県内においては5割を超え、年々増加を続けており、疾病のリスクを抱える労働者は増える傾向にある。

異常の所見がある労働者については、医師からの意見を聴取し、就業上の措置の的確な実施等を通じて、脳・心臓疾患を未然に防止する必要がある。

また、これらの疾病の有病率は年齢が上がるほど高くなり、労働人口の高齢化が進んでいる中で、職場においては、疾病を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面は増えることが予想される。

その一方で、職場での対応は個々の労働者の状況に応じて進めなければならず、支援の方法や医療機関等との連携について悩む事業場の担当者も少なくない。

こうした状況を踏まえると、まずは、健康診断結果に基づく就業上の措置を的確に実施するとともに、労働者の治療と職業生活の両立支援に取り組む企業に対する支援等を推進することが必要である。

#### **(5) 化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性**

産業現場で使用される化学物質は約7万種類に及び、毎年1千物質程度の新規化学物質の届出がなされている。これら膨大な種類の化学物質のうち、労働安全衛生関係法令によって、ばく露防止措置、作業環境測定、特殊健康診断、ラベルの表示、リスクアセスメントの実施等の対策が義務付けられているものは663物質であるが、その他多くの化学物質については、対策の基本となる危険性や有害性等の情報の通知さえ十分行われているとはいえない状況にある。

欧米諸国においては、GHSに定められた分類手法に基づき、化学物質の製造等又

は輸入を行う事業者が、譲渡・提供するすべての化学物質について分類を行い、危険有害性のある物質についてラベル表示やSDSの交付を行う仕組みが整備されている。

また、近年、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害が発生しているが、職業性疾病を疑わせる段階において、国がこうした事案を把握できる仕組みがないことから、事業者による自主的な情報提供等を端緒として、実態把握や対策を講じざるを得ない状況にある。

こうした状況を踏まえると、国際的な動向も踏まえ、化学物質の危険有害性に関する情報提供の在り方や、化学物質による健康障害が疑われる事案を国が把握できる仕組みの検討が必要な状況にある。

このほか、石綿による健康障害の防止については、2028年頃に国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えるとされることを踏まえ、対策の強化に取り組むことが必要な状況にある。

### 3 計画の重点事項

先に述べた安全衛生を取り巻く現状と対策の方向性を踏まえ、以下の8項目を重点事項とする。

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者等の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- (8) 国民全体の安全・健康意識の高揚等

### 4 重点施策ごとの具体的取組

#### (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

##### ア 業種別・災害種別の重点対策の実施

##### (ア) 建設業における墜落・転落災害等の防止

- ・ 建設業においては、埼玉県内では墜落・転落災害が死亡災害の約半数を占める状況にあることから、その発生状況や関連する施策の実績等を踏まえつつ、墜落・転落災害防止対策の充実強化について調査・検討する。また、「墜落防

止用の保護具の規制の在り方に関する検討会」報告書を踏まえ、高所作業時における墜落防止用保護具の構造を原則としてフルハーネス型とするとともに、事業者による適切な使用の徹底を図る。

- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会施設工事に伴う建設需要が首都圏で増加することにより、労働災害の増加が懸念されることから、事業者による労働災害防止対策が徹底されるよう取り組む。また、関係行政機関等には、建設工事関係者連絡会議等を通じて労働災害防止の徹底を要請するほか、関係する法令、指針等の改正について周知を図る。
- ・ 県内で地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域が生じた際には、復旧・復興工事において労働災害防止対策の徹底を図る。
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（平成29年6月9日閣議決定）に基づき、国土交通省と緊密な連携の下に、請負契約における適切な安全衛生経費の確保に係る関係者の理解の促進、中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援等の施策を着実かつ計画的に実施する。
- ・ 建設業労働災害防止協会埼玉県支部と連携し、建設工事現場に対する安全パトロールの実施等、労働災害防止対策を推進する。

#### **(イ) 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止**

- ・ 危険性の高い機械等について、使用者による安全な使用の徹底を図る。
- ・ 埼玉労働基準協会連合会等の災防団体と連携し、主要な製造業の業界団体による製造業安全対策官民協議会における安全対策の検討結果の周知を図り、製造業の事業場の自主的な安全衛生活動の促進を図る。
- ・ 生産設備の高経年化に伴い、設備の劣化による労働災害の増加が懸念されるため、施設・設備の経年劣化によるリスクを低減していく。
- ・ 災害が多発している食料品製造業について、現場に安全活動を浸透させるため、他の製造業と同様に職長に対する教育の実施を推進する。

#### **(ウ) 林業における伐木等作業の安全対策**

- ・ 林業における労働災害をみると、埼玉第12次防期間中に発生した死亡災害はいずれも伐木作業中に発生していることから、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に示した安全な伐倒方法等の普及、下肢を保護する防護衣の着用の徹底、安全なかかり木処理の方法の普及等により、林業における労働災害の一層の減少を図るため、関係団体等を交え、伐木等作業の安全対策の充実強化を図る。
- ・ 林業・木材製造業労働災害防止協会埼玉県支部と連携し、伐木等作業現場に

に対する安全パトロールの実施等、労働災害防止対策を推進する。

## イ 重篤な災害の防止対策

- ・ 休業6か月以上の災害に係る労働者死傷病報告や事故報告の分析を実施すること等により、死亡災害につながるような重篤な災害を大幅に減少させるための対策について検討する。また、適切な原因究明を行い再発防止に役立てるために労働安全衛生総合研究所を活用する。

## (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

### ア 労働者の健康確保対策の強化

#### (ア) 企業における健康確保措置の推進

- ・ 過重労働・メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等、労働者の心身の健康管理に対する対策がこれまでになく強く求められていることから、法定の健康診断やその結果を踏まえた事後措置のみならず、労働者の健康管理に関するトップの取組方針の設定・表明等企業における健康確保措置を推進する。また、労働者は、自らも健康の保持増進に努める。

#### (イ) 産業医・産業保健機能の強化

- ・ 過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導や健康相談等が確実に実施されるようにし、労働者の健康管理を推進する。
- ・ 産業医等が医学専門的な立場から働く一人ひとりの健康確保のためにより一層効果的な活動を行いやすい環境を整備する。
- ・ さらに、
  - ① 産業医の人員の確保、地域偏在等の問題の改善
  - ② 産業医の選任義務がない小規模事業場における産業保健機能強化のための支援
  - ③ 産業医や看護職等の産業保健スタッフから構成されるチームによる産業保健活動の推進のために必要な対策を、埼玉産業保健総合支援センター、地域産業保健センターと連携し検討する。
- ・ 産業医に参加を促すなどの取組を進める等により、衛生委員会等の活動の活性化を図る。

## イ 過重労働による健康障害防止対策の推進

- ・ 過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害を防止するため、時間外労働の上限規制による過重労働の防止を図るとともに、リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、長時間労働者に対する医師による面接指導の対象者の見直しや労働時間の客観的な把握等、労働者の健康管理を強化する。

## ウ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

### (ア) メンタルヘルス不調の予防

- ・ ストレスチェック制度について、高ストレスで、かつ医師による面接指導が必要とされた者を適切に医師の面接指導につなげるなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組やストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の取組を推進することで、各事業場において総合的なメンタルヘルス対策の取組を推進する。
- ・ 埼玉産業保健総合支援センターによる支援内容の周知を図り、小規模事業場におけるストレスチェック制度の普及を含めたメンタルヘルス対策の取組を推進する。
- ・ 事業場におけるメンタルヘルス対策について、労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成18年健康保持増進のための指針公示第3号）に基づく取組を引き続き推進するとともに、特に、事業場外資源を含めた相談窓口の設置を推進することにより、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境を整備する。

### (イ) パワーハラスメント対策の推進

- ・ 労働者が健康で意欲を持って働けるようにするためには、労働時間管理やメンタルヘルス対策だけでなく、職場のパワーハラスメントを防止する必要があることから、パワーハラスメント防止対策を推進する。

## エ 雇用形態の違いにかかわらず安全衛生の推進

- ・ 雇用形態の違いに関わらず、安全衛生教育や健康診断、安全衛生委員会への参画等について適正に実施されるようにする。

## オ 副業・兼業、テレワークへの対応

- ・ 副業、兼業を行う労働者の健康確保のため、事業者が法令を踏まえた健康診断等の措置が必要な場合は適切に実施するよう周知する。  
また、それら労働者の健康管理が、一体的かつ継続的に管理されるような方策を推進する。
- ・ テレワークについては、労働者の健康確保措置のために必要な労働時間管理を

適切に行うとともに、必要な安全衛生教育、健康診断等が確実に実施されるよう周知していく。

### **(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進**

#### **ア 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応**

##### **(ア) 第三次産業対策**

- ・ 労働災害が増加傾向にある小売業、社会福祉施設及び飲食店については、個々の店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限、予算が限定的であるので、本社・本部による労働災害防止対策への参画を推進する。
- ・ 経営トップに対する意識啓発や「危険の見える化」、リスクアセスメントによる設備改善、KY活動等による危険感受性の向上のための働きかけに取り組む。
- ・ 第三次産業の事業場が実効ある取組を行えるようにするため、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の専門家を活用できるよう支援する。
- ・ 社会福祉施設については、腰痛予防のため、安全衛生教育の徹底だけでなく、介護機器等の導入促進もあわせて行う。
- ・ 小売業・飲食店については、非正規雇用労働者の割合が高く、経験年数3年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。

##### **(イ) 陸上貨物運送事業対策**

- ・ 陸上貨物運送事業における労働災害の7割が荷役作業時に発生していることから、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成25年3月25日付け基発0325第1号）（以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。）に基づき、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。
- ・ 荷主事業者に対し、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等について支援を要請する。
- ・ インターネット通販の普及で荷の取扱件数が増加すると見込まれることを踏まえ、荷役の実態に即した対策を推進する。
- ・ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部と連携し、集合説明会の実施等で、荷役作業時の災害防止や交通労働災害防止について対策を推進する。

##### **(ウ) 転倒災害の防止**

- ・ 死傷災害の2割強を占める転倒災害については、4S（整理、整頓、清掃、清潔）、注意喚起を促すステッカーの掲示等による「危険の見える化」、作業



内容に適した防滑靴の着用等の取組の促進を図るため、今後作成される転倒災害防止に係るeラーニング教材について、事業者に対する周知、支援を行う。

- ・ 一般的に加齢に伴う身体機能の低下で発生リスクが高まることから、これを予防するための転倒災害防止に係る体操の周知・普及を図る。

### (エ) 腰痛の予防

- ・ 年間300件前後の発生が見られる業種に起因する休業4日以上の腰痛について、安全衛生教育の確実な実施を推進するとともに、介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進を図る。
- ・ 荷物の積み卸し等の定型的な重筋業務を行う場合にも、身体への負担を軽減する機械等の普及を図る。

埼玉労働局管内における業務に起因する腰痛発生状況（休業4日以上）（人）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
負傷に起因する腰痛	155	197	219	230	277	312
負傷によらない業務上の腰痛	92	33	123	76	38	50
計	247	230	342	306	315	362

出典：傷病分類別年別業務上疾病発生状況

### (オ) 熱中症の予防

- ・ JIS規格に適合したWBGT値測定器を普及させるとともに、夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場については、WBGT値の測定とその結果に基づき、休憩の確保や水分・塩分の補給、クールベスタの着用等の必要な措置が取られるよう推進する。
- ・ 熱中症予防対策の理解を深めるために、建設業等における先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの周知を行う。

埼玉労働局管内における職場での熱中症発生状況（休業4日以上）（人）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	5年間の合計	5年間の平均値
死亡	1	0	1	0	0	2	0.4
休業	26	22	35	12	22	117	23.4
合計	27	22	36	12	22	119	23.8

### **(カ) 交通労働災害対策**

- ・ バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場に対する道路運送法、貨物自動車運送事業法により選任される運行管理者の講習（2年ごと）に際し、国土交通省と連携して行われる、交通労働災害防止のための教育を支援する。
- ・ 事業用自動車運転業務に従事する労働者については、臨時的な雇用であっても、健康問題を原因とする交通労働災害を防止する観点から事業者による適切な健康管理の徹底を図る。
- ・ 交通労働災害については、死亡災害の過半数が、バス、トラック、タクシー等の事業場以外の事業場で発生していることを踏まえ、県警本部や各警察署と連携し、あらゆる業種の業界団体に対し、実効ある交通労働災害防止対策が展開されるよう働きかける。

### **(キ) 職場における「危険の見える化」の推進**

- ・ 多様な働き方が進み、派遣労働者、若年労働者や未熟練労働者が現に就労する事業場での知識・経験の程度に関わらず、安心して働ける職場を実現していくよう、「危険の見える化」に配慮しながら、労働災害防止に関する標識、掲示等の普及を推進する。
- ・ 日本語の理解度に差のある外国人労働者においても、上記と同様の対策を普及していく。

## **イ 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止**

### **(ア) 高年齢労働者対策**

- ・ 労働者の年齢階層が上がり、転倒や腰痛が増加傾向にあることを踏まえ、高年齢労働者に配慮した職場改善や筋力強化等身体機能向上のための健康づくり等の取組事例を収集するとともに、高年齢労働者の安全と健康確保のための配慮事項を整理して、その普及を図る。

### **(イ) 非正規雇用労働者対策**

- ・ 派遣労働者の労働災害を防止するため、派遣労働者に関する雇入れ時の安全衛生教育や健康診断の実施などの安全衛生活動の実態や労働災害の発生状況の把握を行い、その結果を踏まえ、安全衛生活動の徹底を図る。
- ・ 小売業や飲食店については、非正規雇用労働者の割合が高く、経験年数3年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、業界団体と連携しつつ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。（再掲）

#### **(ウ) 外国人労働者、技能実習生対策**

- ・ 技能実習を終えて帰国した者等について、建設業、製造業の労働者として入国することを認める制度が創設されたことから、外国人労働者による労働災害の増加が危惧される。こうした点を踏まえ、外国人労働者を雇用する事業場に対し、安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識・掲示、健康管理の実施の徹底を図る。あわせて、安全衛生教育の実施に当たっては、外国人労働者向けの安全衛生教育マニュアルの活用を図る。
- ・ 特に、技能実習生については、外国人技能実習機構と連携し、監理団体や技能実習生の受入を行う事業場に対する労働災害防止のための取組を推進する。

#### **(エ) 障害者である労働者対策**

- ・ 障害者である労働者の労働災害防止や安全への不安を払拭するため、労働災害事例や安全上の配慮事項等の実態把握を行う。

### **(4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進**

#### **ア 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進**

- ・ 疾病を抱える労働者の就労の継続に当たっては、職場において就業上の措置や治療に対する配慮が適切に行われる必要がある。このため健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成8年健康診断結果措置指針公示第1号）、治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（平成28年2月策定）（以下「両立支援ガイドライン」という。）の周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。
- ・ 両立支援ガイドラインに基づく企業と医療機関の連携を一層強化するため、企業向け、医療機関向けに作成されるマニュアルの普及を図る。
- ・ 埼玉県地域両立支援推進チームの活動等を通して、埼玉県内における企業、医療機関等関係者の具体的連携を推進する。

#### **イ 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり**

- ・ 治療と仕事の両立支援は、疾病を抱えた労働者本人からの支援の申出を受けた事業者による支援に加え、治療やその間の各種支援を担う医療機関等とも連携をした総合的な支援の仕組みづくりを進める。そのため、労働者に寄り添いながら相談支援を行い、労働者と主治医や企業・産業医とのコミュニケーションのサポートを行う「両立支援コーディネーター」の周知（養成研修の周知を含む。）に取り組むとともに、産業保健総合支援センター等に配置することな

どにより、治療と仕事の両立に係る相談支援体制の充実を図る。

## **(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進**

### **ア 化学物質による健康障害防止対策**

#### **(ア) 国際動向等を踏まえた化学物質による健康障害防止対策**

- ・ 特定化学物質障害予防規則等の特別規則の対象となっている物質を含め、ラベル表示及び SDS 交付の対象としている物質は 663 物質であるが、その他の多くの化学物質については、健康障害防止措置が義務付けられていない。こうした中で、663 物質以外の化学物質の危険性や有害性が情報伝達されないままに、規制対象物質の代替品として用いられる動きも認められる。

このような状況を踏まえ、ラベル表示及び SDS 交付を推進する。

- ・ 危険性又は有害性等が判明していない化学物質が安易に用いられないようにするため、事業者及び労働者に対して、危険性又は有害性等が不明であることが無害であることを意味しないことについて指導・啓発する。

#### **(イ) リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善**

- ・ 化学物質のリスクアセスメント結果に基づく作業等の改善方法を具体的に分かりやすく示していくこと等、作業改善の実効をあげるための支援方法の周知を行う。
- ・ 最新の科学的知見に基づいて見直される、ラベル表示・通知義務対象物質について、公示後は速やかに周知を行う。
- ・ 作業環境測定に個人サンプラーによる測定方法が追加され、作業態様に応じた測定・評価方法が選択できるようになった場合は、公示後に速やかに周知を行うとともに、適切な測定・評価方法について周知等を行う。
- ・ 作業環境測定の結果等と、特殊健康診断の結果を結びつけ、総合的な健康確保対策を促進する。

#### **(ウ) 化学物質の有害情報の的確な把握**

- ・ 化学物質等が健康に及ぼす影響について、厚生労働省等において収集された有害性等の情報を広く事業者等に提供する。

#### **(エ) 化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実**

- ・ 事業者による化学物質管理を実効あるものとするためには、労働者が化学物質の危険有害性やばく露防止の方法等を正しく理解することが重要である。このため、雇い入れ時教育等の安全衛生教育について、化学物質のラベル表示や SDS による情報の理解、保護具の正しい着用方法などの具体的な内容を示すこ

と等、その充実を推進する。

## イ 石綿による健康障害防止対策

### (ア) 解体等作業における石綿ばく露防止

- ・ 石綿が用いられている建築物の解体工事の増加が見込まれる中、石綿使用の有無の調査が十分に行われないうまま解体工事が施工される事例等も報告されている。このため、解体工事等の届出対象の拡大等により、事業者による石綿の把握漏れ防止を徹底することに加え、石綿使用の有無の調査を行う者の専門性の確保等の方策について指導・啓発を行う。
- ・ 建築物の解体工事等において、適切に石綿ばく露防止措置が講じられるためには、解体工事等の発注者が石綿の有無等に応じて必要な安全衛生経費を負担することが重要である。発注者が低額で短期間の工事を求め、施工者も低額で短期間の工事を提示することで契約を得ようとすることにより、必要な石綿ばく露防止措置がおろそかになることを防止するため、必要な石綿ばく露防止措置を講じない施工者への対策を強化し、解体工事等の発注者に求められる石綿ばく露防止対策への対応を行う。
- ・ 埼玉県、さいたま市と連携し、埼玉県内で解体工事を行う事業者及び発注者に対して石綿関係法令の説明会を実施する等、石綿ばく露防止対策を推進する。
- ・ 震災からの復旧・復興工事において石綿を含むがれきの除去や解体工事の発生が想定される。このため、あらかじめマスクや手袋を用意する等、震災に備えた必要な対策について指導・啓発を行う。

### (イ) 労働者による石綿等の化学物質の取扱履歴等の記録の保存

- ・ 石綿をはじめ化学物質による健康障害は長期間経過後に発生することから、個々の労働者のばく露の状況等を継続的に把握し保存しておくことが必要である。このため、事業の廃止後も含め、こうした情報の保存を推進する。

## ウ 受動喫煙防止対策

- ・ 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための啓発や事業者に対する効果的な支援の実施により、職場での禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策の普及・促進を図る。
- ・ 喫煙室の清掃等、職務上受動喫煙を受ける蓋然性の高い作業における対策として、換気等による有害物質濃度の低減や、保護具の着用等による効果の検証結果を踏まえて、必要な受動喫煙防止対策の普及・促進を図る。

## **エ 電離放射線による健康障害防止対策**

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所での緊急作業に従事した労働者に対して、メンタルヘルスケアを含めた健康相談等の長期的な健康管理対策の周知を図る。
- ・ 医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策、被ばく線量の測定結果の記録等の保存の徹底を図る。

## **オ 粉じん障害防止対策**

- ・ 粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第9次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・ 所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等の一元管理を行う建設業労働災害防止協会に対して支援を実施し、トンネル工事に従事した労働者の健康管理の充実を図る。

## **(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化**

### **ア 企業のマネジメントへの安全衛生の取組み**

- ・ 労働災害防止には、企業の経営トップ等の関与が重要であることから、企業のマネジメントの中へ安全衛生を位置付けることを推奨していくとともに、労働者の安全衛生に関するトップの取組方針の設定・表明等、企業における健康確保措置を推進する。

### **イ 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用**

- ・ ISO45001 や ILO の労働安全衛生マネジメント指針との整合性や健康確保の取組の方策等も考慮し、労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（告示）の改正について普及促進を図る。
- ・ 労働安全衛生マネジメントシステムについて、産業安全や化学物質への活用に加え、過重労働対策やメンタルヘルス対策等への活用について検討する。

### **ウ 企業単位での安全衛生管理体制の推進**

- ・ 労働災害が増加傾向にある小売業、社会福祉施設及び飲食店については、個々の店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限、予算が限定的であるので、本社・本部による労働災害防止対策への参画を促進する。（再掲）

### **エ 企業における健康確保措置の推進**

- ・ 過重労働・メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等、労働者の心身の健康管理に対する対策がこれまでになく強く求められていることから、労働者の健康管理に関するトップの取組方針の設定・表明等企業における健康確保措置を推

進する。(再掲)

#### **オ 業界団体内の体制整備の促進**

- ・ 業界団体による自主的な労働災害の防止に向けた取り組みが重要であることから、労働災害が減少しない業界や労働安全衛生に関する取り組みが低調な業界団体に対して要請等を行う。
- ・ 労働災害が増加傾向にある業種等については、労働災害防止団体活動と連携した業界団体等による自主的な安全衛生活動の促進策を検討するとともに、労働災害防止団体が行う労働災害防止活動に対して、この計画の重点対策を考慮しながら引き続き必要な支援を行う。

#### **カ 元方事業者等による健康確保対策の推進**

- ・ 建設業等における元方事業者等による関係請負各社に対する健康確保対策の推進のための効果的な取組の促進策を検討する。
- ・ 荷主事業者に対し、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等について支援を要請する。(再掲)

#### **キ 業所管官庁との連携の強化**

- ・ 業所管官庁との連携を強化し、安全や健康確保に関する指導の実施や、公共発注への入札要件に安全衛生への取組を盛り込んでもらう等の取組を進める。
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画(平成29年6月9日閣議決定)に基づき、国土交通省と緊密な連携の下に、請負契約における適切な安全衛生経費の確保に係る関係者の理解の促進、中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援等の施策を着実かつ計画的に実施する。(再掲)
- ・ 建設業労働災害防止協会埼玉県支部と連携し、建設工事現場に対する安全パトロールの実施等、労働災害防止対策を推進する。(再掲)
- ・ 埼玉労働基準協会連合会等の災防団体と連携し、主要な製造業の業界団体による製造業安全対策官民協議会における安全対策の検討結果の周知を図り、製造業の事業場の自主的な安全衛生活動の促進を図る。(再掲)
- ・ 林業・木材製造業労働災害防止協会埼玉県支部と連携し、伐木等作業現場に対する安全パトロールの実施等、労働災害防止対策を推進する。(再掲)
- ・ 関係行政機関との連携を強化し、荷主事業者に対し、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等について支援を要請する。(再掲)
- ・ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部と連携し、集合説明会の実施等で、荷役作業時の災害防止や交通労働災害防止について対策を推進する。(再掲)



- ・ バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場に対する道路運送法、貨物自動車運送事業法により選任される運行管理者の講習（2年ごと）に際し、国土交通省と連携して行われる、交通労働災害防止のための教育を推進支援する。（再掲）
- ・ 交通労働災害については、死亡災害の過半数が、バス、トラック、タクシー等の事業場以外の事業場で発生していることを踏まえ、県警本部や各警察署と連携し、あらゆる業種の業界団体に対し、実効ある交通労働災害防止対策が展開されるよう働きかける。（再掲）
- ・ 埼玉県、さいたま市と連携し、埼玉県内で解体工事を行う事業者及び発注者に対して石綿関係法令の説明会を実施する等、石綿ばく露防止対策を推進する。（再掲）

#### **ク 中小規模事業場への支援**

- ・ 労働災害の発生状況を事業場規模別にみると、労働災害の多くは中小規模事業場で発生している。中小規模事業場は安全衛生管理体制が脆弱であり、安全衛生活動が比較的低調であることから、こうした事業場に対する安全管理士や衛生管理士による職場改善指導等について、災害防止団体を通じ支援の充実を図る。

#### **(7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進**

- ・ 安全衛生専門人材の育成、労働安全・労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用を総合的に検討し、安全衛生管理組織の強化を図る。
- ・ 労働安全・労働衛生コンサルタントの能力・質の向上を図るため、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会埼玉支部との連携を強化する。
- ・ 災害が多発している食料品製造業について、現場に安全活動を浸透させるため、他の製造業と同様に職長に対する教育の実施を推進する。（再掲）
- ・ 産業医の人員の確保、地域偏在等の問題の改善を図る。（再掲）
- ・ 第三次産業の事業場が実効ある取組を行えるようにするため、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の専門家を活用できるよう支援する。（再掲）
- ・ 社会福祉施設については、腰痛予防のため、安全衛生教育の徹底だけでなく。介護機器等の導入促進も併せて行う。（再掲）
- ・ 小売業・飲食店については、非正規雇用労働者の割合が高く、経験年数3年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、業界団体と連携しつつ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。（再掲）

- ・ 陸上貨物運送事業における労働災害の7割が荷役作業時に発生していることから、荷役作業における安全ガイドラインに基づき、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。また、荷役作業に従事する者に対する安全衛生教育を推進する。（再掲）
- ・ 治療と仕事の両立支援は、疾病を抱えた労働者本人からの支援の申出を受けた事業者による支援に加え、治療やその間の各種支援を担う医療機関等とも連携をした総合的な支援の仕組みづくりを進める。そのため、労働者に寄り添いながら相談支援を行い、労働者と主治医や企業・産業医とのコミュニケーションのサポートを行う「両立支援コーディネーター」の周知（養成講習の周知を含む）に取り組むとともに、産業保健総合支援センター等に配置することなどにより、治療と仕事の両立に係る相談支援体制の充実を図る。（再掲）
- ・ 事業者による化学物質管理を実効あるものとするためには、労働者が化学物質の危険有害性やばく露防止の方法等を正しく理解することが重要である。このため、雇い入れ時教育等の安全衛生教育について、化学物質のラベル表示やSDSによる情報の理解、保護具の正しい着用方法などの具体的な内容を周知し、その充実を推進する。（再掲）
- ・ 石綿が用いられている建築物の解体工事の増加が見込まれている中、石綿使用の有無の調査が十分に行われないうまま解体工事が施工される事例等も報告されている。このため、解体工事等の届出対象の拡大等により、事業者による石綿の把握漏れ防止を徹底することに加え、石綿使用の有無の調査を行う者の専門性の確保等について指導・啓発を行う。（再掲）

## （8）国民全体の安全・健康意識の高揚等

### ア 高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施

- ・ 職場における安全確保や健康管理の仕組み、メンタルヘルス等に係る基礎知識等について、埼玉県等と連携しつつ、「学校安全の推進に関する計画」（学校保健安全法）等を活用した学校教育への取り込み等を働きかける。

### イ 危険体感教育及び震災に備えた対策の推進

- ・ 労働者の危険感受性の低下が、労働災害が減少しない原因の一つとなっているとの指摘があることを踏まえ、VR（バーチャル・リアリティ）技術を応用した危険感受性を高めるための教育の推進を図る。
- ・ 大規模地震等の自然災害が発生した際には、被災建築物等のがれきの除去や解体工事において石綿ばく露防止が円滑に図られるよう、環境省マニュアルも踏ま

えつつ、被災状況にも応じた指導・周知等の対応を行うとともに、マスクや手袋等の保護具の円滑な確保等、暴露防止対策の推進を図る。（再掲）

#### **ウ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を活用した健康促進**

- ・ 身体活動は、抑うつや不安の発生の予防、これらの症状の改善に有用であることが明らかになってきている。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、広く国民のスポーツへの関心が高まることを踏まえ、運動実践を通じた労働者の健康増進を推進する。

#### **エ 技能検定試験の関係団体との連携**

- ・ 職業能力開発促進法に基づく技能検定試験の関係団体と連携して、安全衛生に係る最新のデータや行政動向を技能検定の受検者をはじめとする労働者等に対して提供することにより、安全衛生に関する知見の普及を推進する。